米国連邦地方裁判所
イリノイ州北部地方
東地区

UNITED STATES COMMODITY FUTURES TRADING COMMISSION 原告 v. **LAKE SHORE ASSET MANAGEMENT LIMITED ほか** 被告	**07 C 3598**

管財人の任命に関する命令

2007年8月28日、証拠に関するヒアリングを行った後、当裁判所は、CFTCの予備的差止めと資産凍結のための請求を一部認め一部否定する命令を出した（「Preliminary Injunction Order」）。2007年10月4日、当裁判所は、管財人の任命に関する原則を示す命令を出した。それらの命令に基づき、当裁判所は、当事者から提出された資料と答弁を考慮し、ここに以下のとおり命じる。

I.
管財人の任命

今、ここに、Lake Shore Common Enterprise（Lake Shoreと称する集団事業体のことを指す。以下、「LS Common Enterprise」という。）のため、Robb Evans & Associates LLCを一時的な管財人に任命する。このLS Common Enterpriseには、Lake Shore Asset Management Limited（「LSAM」）、Lake Shore Group of Companies Inc. Ltd.（「Lake Shore Group」）、Lake Shore Asset Management Inc.（「Lake Shore Inc.」）、Lake Shore Alternative Financial Asset Limited、Lake Shore Alternative Financial Asset Limited Account I Limited、Lake Shore Alternative Financial Asset Limited Account II Limited、Lake Shore Alternative Financial Asset Fund III Limited、Geneva Corp. Funds World Limited（以前のLake Shore

Alternative Financial Asset Fund IV Limited）、これらの関連会社・子会社、これらのLake Shore Alternative Financial Asset Funds（以下、「LSAFA Funds」という。）が、個別的にまたは集団的に、受益するまたはその他の形態によって、直接的または間接的に所有する全ての資金、財産、家屋、口座、その他の資産、それらに限定されないが、投資家の資金が含まれる。管財人の目的は、Lake Shoreの顧客に資金を分配するため、そして、以下に示す本命令の規定に従い、LS Common Enterpriseの活動を指示・監視・監督するため、本命令に従属する資産を整理・保存・会計・流動化することである。管財人は、当裁判所の代理人であり、本命令に基づいて管財人として行動する当裁判所の唯一の代理人である。管財人は、当裁判所に対し直接責任を持つ。管財人は、ここに明示的に修正されるとおりか、または、当裁判所の追加命令による場合を除き、管財人を監督する当裁判所の全てのローカル・ルールに従う。管財人は、罰金または制裁金を支払う目的のために資金と資産を整理するものではない。

II.
管財人の義務と権限

管財人に、以下の遂行を命じる。

Ａ． どこに所在するかにかかわらず、LS Common Enterpriseが所持・支配するLake Shoreの全ての資金、財産、メール、その他の資産を排他的に保管・支配・所持すること。管財人は、全ての物品、権利、信用、金品、所有物、土地、借用物件、帳簿、記録、書類、口座記録に対し、訴訟・収集・所持する権限を持つ。これらのものには、LSAFA Fundsのコンピュータ内の情報、デジタルやその他のデータ、書類等を含み、現在、LSAFA Fundsが指示・所持・保管・支配する顧客の持分に関連する書類を含む。

Ｂ． 管理資産を全て維持・保持・管理し、そして、それらの資産の価値を維持するために必要または望ましい全ての行為を行うこと。それらの目的は、LSAFA Fundsの投資家、顧客、債権者にとって、回復不能な損失・損害等を防ぐためであり、これらに限定されないが、資産を会計すること、資産の移動・引出し・横領を防ぐことを含み、LSAFA Fundsの証券または商品先物の未決済ポジションを清算する権限を含む。

Ｃ．　迅速かつ効率的で投資家に平等な方法でLSAFA Fundsの分配を確実にするために必要または望ましい全ての行為を行うこと。

Ｄ．　LSAFA Fundsの引出しや横領を防ぎ、顧客の利益を守ること。

Ｅ．　LSAFA Fundsが負う全ての金を収集すること。

Ｆ．　LSAFA Fundsの資産を維持または増加させるため、または、本命令に沿う義務を実行するために必要な州、連邦、外国において、あらゆる行為や訴訟手続きを始める・防御する・譲歩する・調整する・介入する・処分する・訴訟の当事者となること。

Ｇ．　本命令によって与えられた権限に基づく義務と責任を果たすために管財人に望ましくまたは必要と認められるように、弁護士、会計士、査定人、その他の独立した契約者や技術専門家を選定・雇用すること。

Ｈ．　財産管理に関する書類や記録を得るため、そして、適用可能な法律に沿う方法で管理財産を代理して書類や記録を発見するためにサピーナ（召喚令状）を出すこと。

Ｉ．　LSAFA Fundsのために指定口座として1つ以上の銀行口座を開設すること。管財人は、その指定口座にLSAFA Fundsの全ての資金を預金し、その口座から管理財産の支払いと分配を全て行うこと。

Ｊ．　本命令により与えられた権限を実行するために必要または望ましい支払いや分配を管理財産から行うこと。管財人は、LSAFA Fundsの資産を守るために必要または望ましいと認められる支払いを除き、予備的差止命令がなされる以前にLSAFA Fundsから生じた負債や義務の支払いには当裁判所の事前承認を適用する。管財人は、また、Lake Shoreの顧客への支払いには当裁判所の事前承認を適用する。

Ｋ．　LSAFA Fundsの全ての資産を現金化し、当裁判所が追加命令を出すまでその資産を保持すること。

Ｌ．　資産と記録を、もしあれば、現在当管轄域外にあるものを当管轄内の安全な施設に移動させることにより、全ての記録とその他の財産を統合すること。

Ｍ．　資産の不平等な分配を防ぎ、LSAFA Fundsと取引した顧客や投資家の持分を決定・調整・守ること。

管財人は、どこに所在するかにかかわらず、本命令を認知し、本命令の規定の実行を促進するため、いかなる裁判所や行政機関に対しても権限を持つ。管財人は、また、本命令に基づく権限を放出して義務を履行する際は、当裁判所の指示に従う。

III.
管財人への受渡し

本命令の規定に直ちに従事するため、本命令のコピーの通知を受けたLS Common Enterprisesとその他の個人・法人は、直ちにまたは管財人の書面により許容された時間内に、管財人に以下のものを受渡すことを命じる。

Ａ．　これらに限定されないが、別添表Ａに記載された金融機関に預託された資金を含み、どこに所在するかにかかわらず、LSAFA Fundsが受益するまたはその他の形態で所有する全ての資金、財産、その他の資産の所持・保管物。

Ｂ．　これらに限定されないが、全ての帳簿・記録、全ての財務・会計記録、貸借対照表、損益計算書、銀行口座記録（月次報告書、返却小切手、送金記録、小切手帳を含む）、顧客リスト、その他の書類を含むLSAFA Fundsの書類の所持・保管物。

Ｃ．　LSAFA Fundsが保持し、現在、第三者に所属する全ての貴金属、その他の商品、資金、その他の資産の所持・保管物。

Ｄ．　これらに限定されないが、LS Common Enterprisesの業務家屋、通信手段、口座、コンピュータ・システム、その他の財産へのアクセスを含み、LSAFA Fundsの資産や書類へのアクセスを得るため、または、アクセスを確実にするために必要な全ての鍵、コンピュータ・パスワード、エントリー・コード、PINナンバーなど。

Ｅ．　LSAFA Fundsの口座、従業員、財産、その他の資産を特定する情報。

IV.
管財人との協力

本命令のコピーの通知を受けたLS Common Enterprises、その代理人、従業員、独立した契約者、弁護士、その他全ての個人・法人は、管財人がその義務を履行する際、管財人と十分協力し、管財人を援助することを命じる。この協力と援助には、これらに限定されないが、管財人が本命令に基づく権限の行使と責任を果たすために必要と認められる情報を管財人に提供すること、コンピュータや媒体を問わず電子ファイルにアクセスするために必要なパスワードを提供すること、そして、管財人に直接支払われるべき負債をLSAFA Fundsに負う全ての人を知らせることなどが含まれる。

しかしながら、この協力に従う要求は、適用可能な特権を主張する権利と相反するものではない。また、この協力に従う要求は、本命令の認知や執行に関して質問する目的で、本命令により影響のある資産が所在する管轄の裁判所が権限を行使する際に、いかなる個人・法人の権利と相反するものではない。

V.
差止め

当裁判所の許可とカナダの管財人に提供されるものを除き、ここに命令した財産管理の間、LS Common Enterprisesとその他全ての個人・法人は、LSAFA Funds、管財人、管理財産、管財人の代理人のため、または、それらに対し、または、それらを代理し、あるいは、それらの名の下に、これらに限定されないが、以下の行為を行う請求、権利、利益を確立する、または、強制するいかなる行為を行うことの差止めを命じる。

Ａ．　適用可能な出訴期限を差し止める申し立てがなされる場合を除き、訴訟を始めること、起訴すること、法廷で争うこと、訴訟を強いること。

Ｂ．　そのような行為が訴訟手続きの一部か否かにかかわらず、義務や請求された義務の履行日を早めること、LSAFA Fundsの財産やLSAFA Fundsによって請求される財産に対し、先取特権を行使すること、所持することを試みること、所持を保持すること、または、LSAFA Fundsの持分財産に対し、抵当権の実行・没収・

変更・終了することを試みること。

Ｃ．　どこに所在するかにかかわらず、LSAFA Funds、管財人、管財人の代理人によって所有されるか所持される財産を没収・所持・妨害・作製・先取特権を行使するなどを目的として、自力救済を行ったり、裁判所の書面、サピーナ（召喚令状）、返還、その他の手続きを実行・発行・生じさせること。

Ｄ．　管財人の管理財産に従属する財産を支配・所持・管理することを妨害するための、または、いかなる方法でも管財人や管財人の義務を妨害するための、あるいは、LSAFA Fundsの財産と資産に関する当裁判所の管轄権を妨害するためのいかなる行為を行うこと。本条項は、ある政府の警察や監督機関が法令執行を行う行為や手続きの開始や継続を差し止めるものではない。

VI.
管財人の当裁判所への報告と報酬・費用

管財人に書面による帳簿を維持することを命じる。その帳簿には、収入と支出を項目化し、保持または管理する財産を記載し、管理財産ファンドの口座に名称を付すこと。また、そのような帳簿と証票をCFTCの検査のために可能にすること、そして、当裁判所の指示に従い、任命後60日以内およびその後定期的に当裁判所に提出し、資産を整理・収集し、管理財産を管理し、そのほか本命令の義務を履行した活動を要約した報告を当事者に提出することを命じる。

管財人とここに承認されるような管財人が雇用した全ての人員は、管財人の弁護士を含め、本命令に沿った義務を履行するため、そして、本命令によって承認された役務から生じる実費のため、合理的な報酬・費用が与えられることを命じる。これらの報酬・費用とは、合理的に、（１）管理財産の利益になりそうなもの、または、（２）管理財産の管理に必要なものである。管財人と管財人に雇用された全ての人員は、現在、管理財産が保持・所持・支配し、または、将来に受け取る資金のみから支払われ、CFTCからは一切支払われない。報酬・費用の請求は全て当裁判所の承認に従う。管財人は、合理的な報酬・費用の支払い請求（本命令の日から30日未満になされた請求、その後、毎月の請求）を当裁判所に提出し、当事者に責務を果たす。報酬・費用の請求は、管財人と管財人に雇用された全ての人員による役務の期間と性質を項目化する。管財人は、当裁

判所の事前承認なしに、報酬体系に使用される時給を増額してはならない。

VII.
保証金

管財人は、今回、保証金なしに任命することを命じる。保証金は、管財人が顧客資金を得るまで必要ない。一旦、顧客資金を得ることが始まりそうになれば、当裁判所は、当事者からの申し出により、適切な金額の保証金を決める。

VIII.
命令の通知

本命令のコピーは、LSAFA Fundsの書類や資産を所持・保管・支配する、または、本命令の規定に従うべきいかなる金融機関やその他の法人・個人に対し、ファクシミリ伝送、電子メール、または、データ転送を含め、いかなる手段によっても通知されることを命じる。

IX.
CFTCに対する役務

LS Common Enterpriseは、本命令により要求される全ての答弁、書面、通知、および、本事件やCFTCに対する命令に関係するその他の書類を下記宛先に届けることを命じる。

Diane M. Romaniuk or Ava M. Gould, Senior Trial Attorneys, Division of Enforcement,
Commodity Futures Trading Commission, 525 W. Monroe, Suite 1100, Chicago, Illinois 60661

X.
カナダの管財人

本命令の内容と相反する部分があるものの、Lake Shore Alternative Financial Asset Corporation LimitedとLake Shore Alternative Financial Asset Corporation 2006 Limitedの管財人としてオンタリオ高等裁判所（以下、「カナダの裁判所」という。）によって任命された管財人であるErnst & Young Inc.（以下、「カナダの管財人」という。)は、カナダの裁判所の命令に違反するか、または、Lake Shore Alternative Financial Asset Corporation LimitedとLake Shore Alternative Financial Asset Corporation 2006 Limitedの管財人としての

義務に沿わない範囲において、本命令の規定に従う必要はない。

当裁判所によって任命された管財人は、Lake Shore Alternative Financial Asset Corporation LimitedとLake Shore Alternative Financial Asset Corporation 2006 Limitedの管財人となることを求められていないが、カナダの管財人の書面による同意があれば、その代理となることができる。

Royal Bank of Canadaにカナダの管財人の名前で現在預金している資金は、カナダの裁判所に提出された書類に記載されたプログラムに従う投資家・寄贈者によって支払われる額であることから、本命令の範囲から除外される。

XI

裁判所の管轄権

本命令は、当裁判所の追加命令が出るまで有効であり、当裁判所は全ての目的のため本件に関する管轄権を保持する。

日付：　2007年10月4日

Blanch M. Manning
United States District Judge